



浄化槽整備による 生活排水対策について

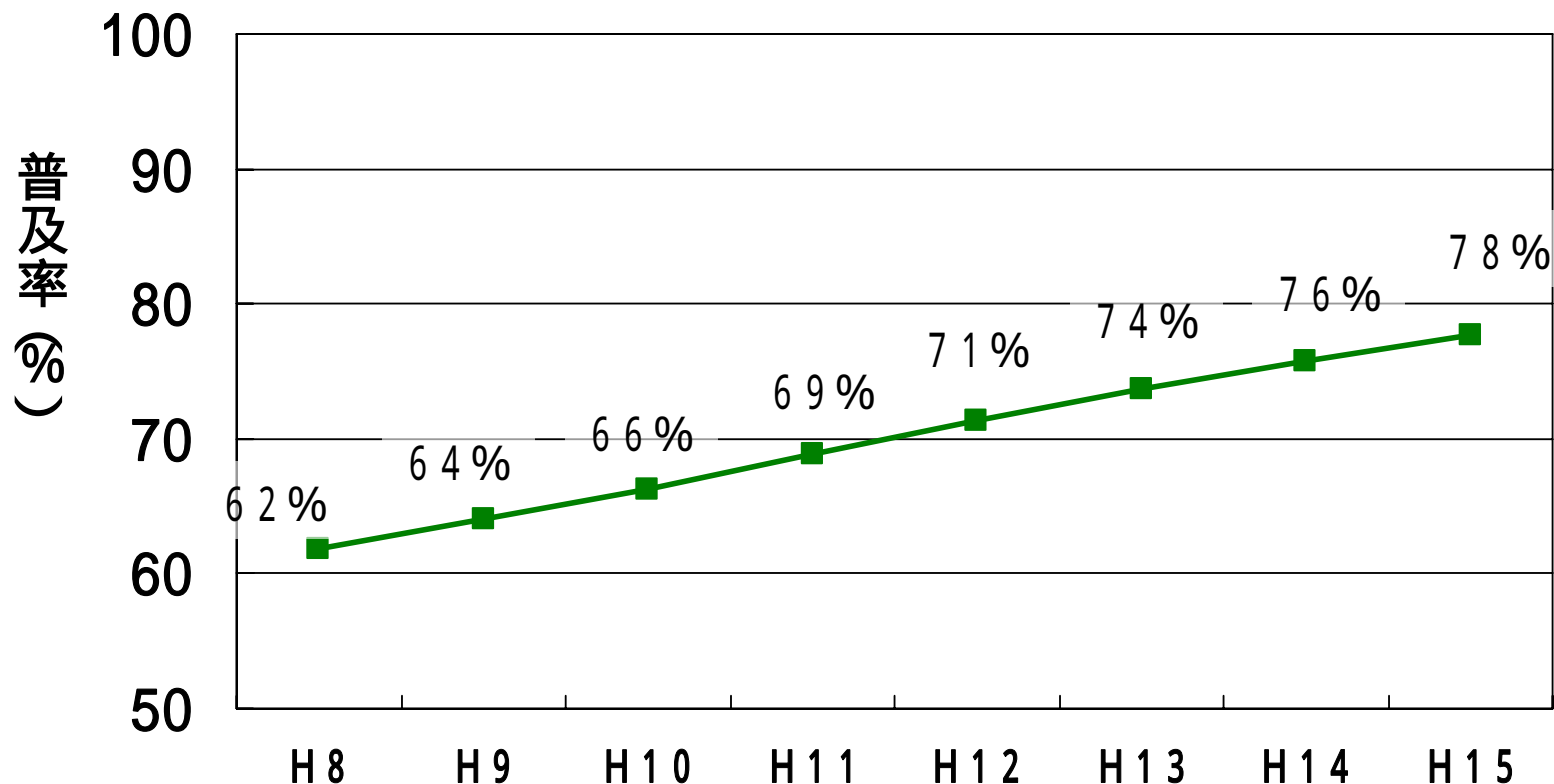
環境省大臣官房
廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課浄化槽推進室

1. 汚水処理施設の普及状況



汚水処理施設の整備状況

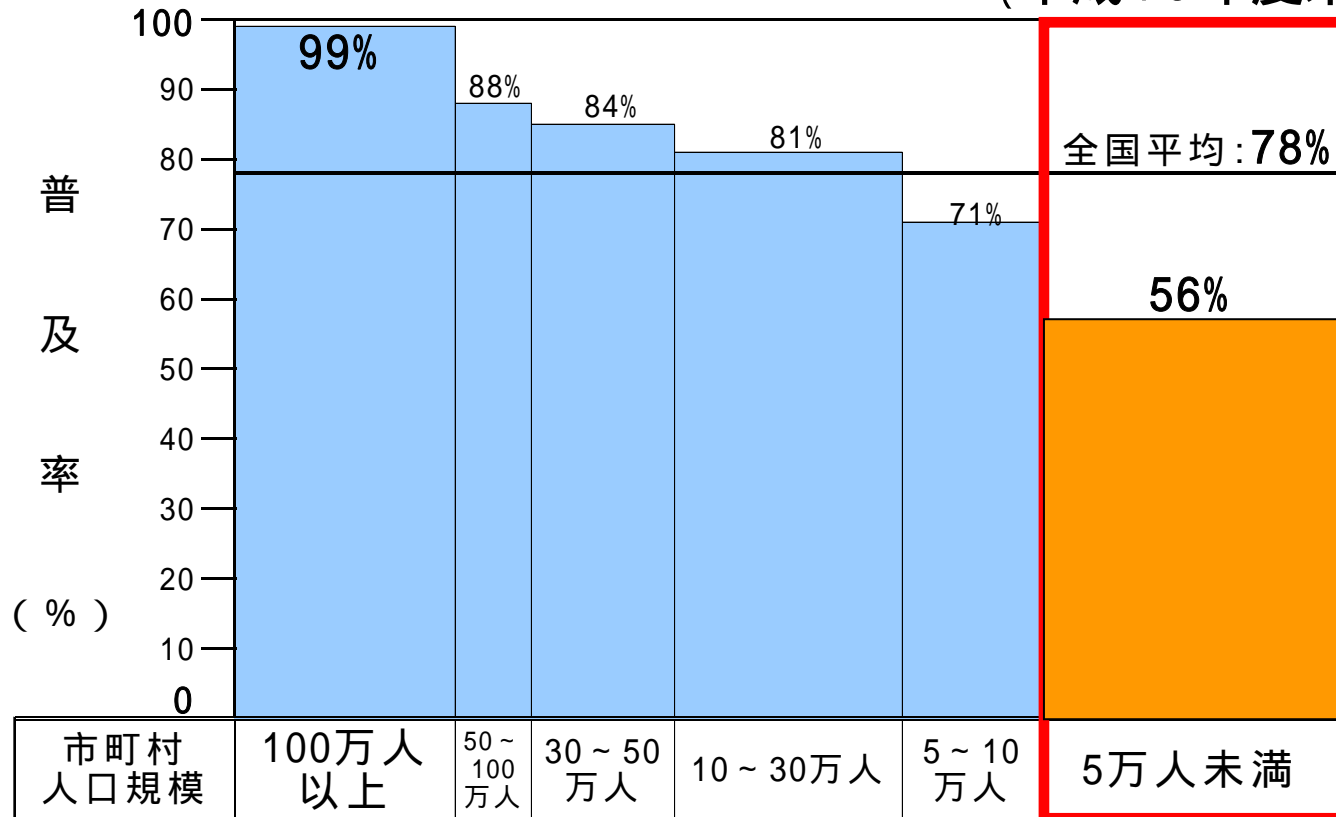
汚水処理人口普及率の経年変化



汚水処理施設の整備状況

市町村人口規模別の汚水処理人口普及率

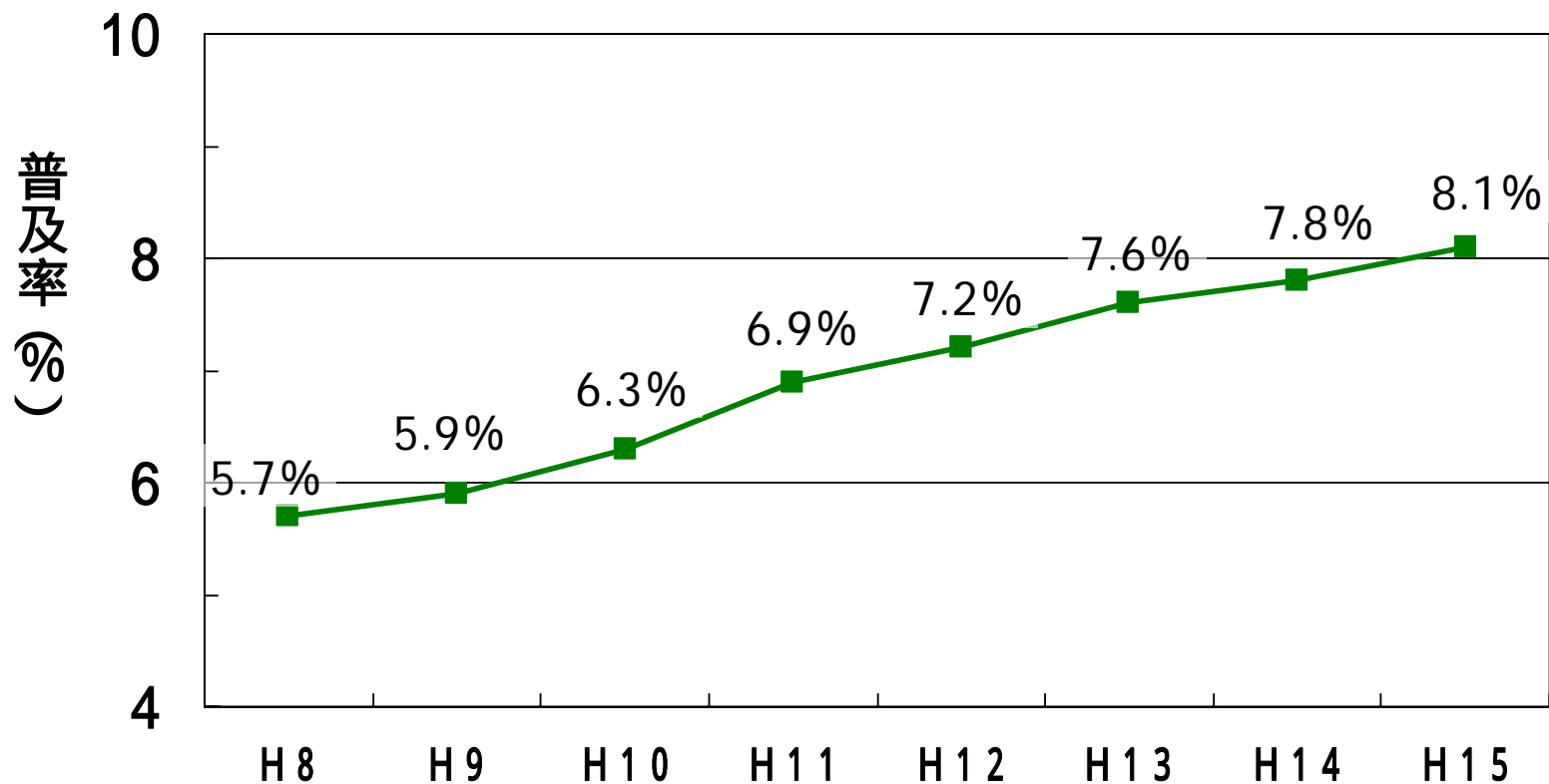
(平成15年度末)



特に、人口規模の小さい市町村においては、整備が遅れている。

浄化槽の整備状況

浄化槽人口普及率の経年変化



浄化槽の整備状況

浄化槽(単独処理浄化槽含む)設置基数の経年変化

(単位:万基)

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
合計	817	837	841	868	878	882	877
単独処理	730 (89%)	736 (88%)	727 (86%)	734 (85%)	723 (82%)	705 (80%)	682 (78%)
合併処理	87 (11%)	101 (12%)	114 (14%)	134 (15%)	155 (18%)	176 (20%)	195 (22%)

2. 浄化槽関連施策について





補助事業の概要

■ 浄化槽整備事業

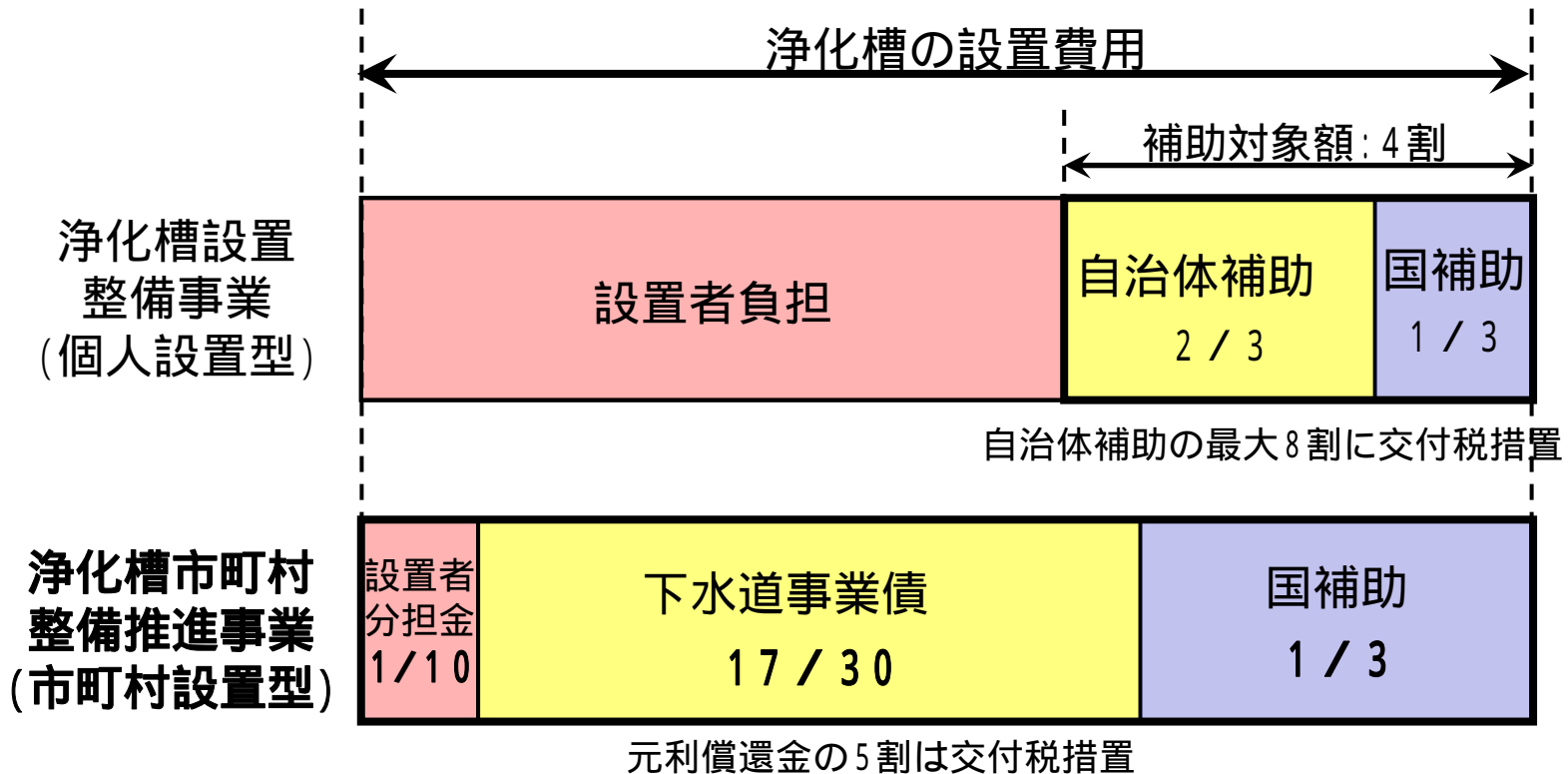
浄化槽設置整備事業(個人設置型)

市町村が浄化槽の設置・改築を行う者に対し、設置・改築費用を助成する事業を行っている場合に、その費用の一部を補助する制度。

浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)

市町村自らが設置主体となって浄化槽の面的整備を行う事業に対し、国庫補助を行う事業。

補助事業における財政措置概要



市町村が主体となって浄化槽の整備・維持管理を行うことから、住民負担が小さく、維持管理も適正に行われるため、環境省としては浄化槽市町村整備推進事業を積極的に推進している。



対象地域

- **浄化槽市町村整備推進事業の対象地域**

- ア 水道原水法の都道府県計画に定められた浄化槽の整備地域

- イ 下水道事業認可区域以外の地域で、次のいずれかに該当する地域

- 湖沼水質保全特別措置法の指定地域

- 水質汚濁防止法の第5次総量規制対象地域**

- 水質汚濁防止法の生活排水対策重点地域

- 過疎地域自立促進特別措置法の過疎地域

- 山村振興法の振興山村

- 農業振興地域の整備に関する法律の農業振興地域内の、農集排施設の処理区域周辺区域

- 漁業漁場整備法の規定により指定された漁港集落及びその周辺地域

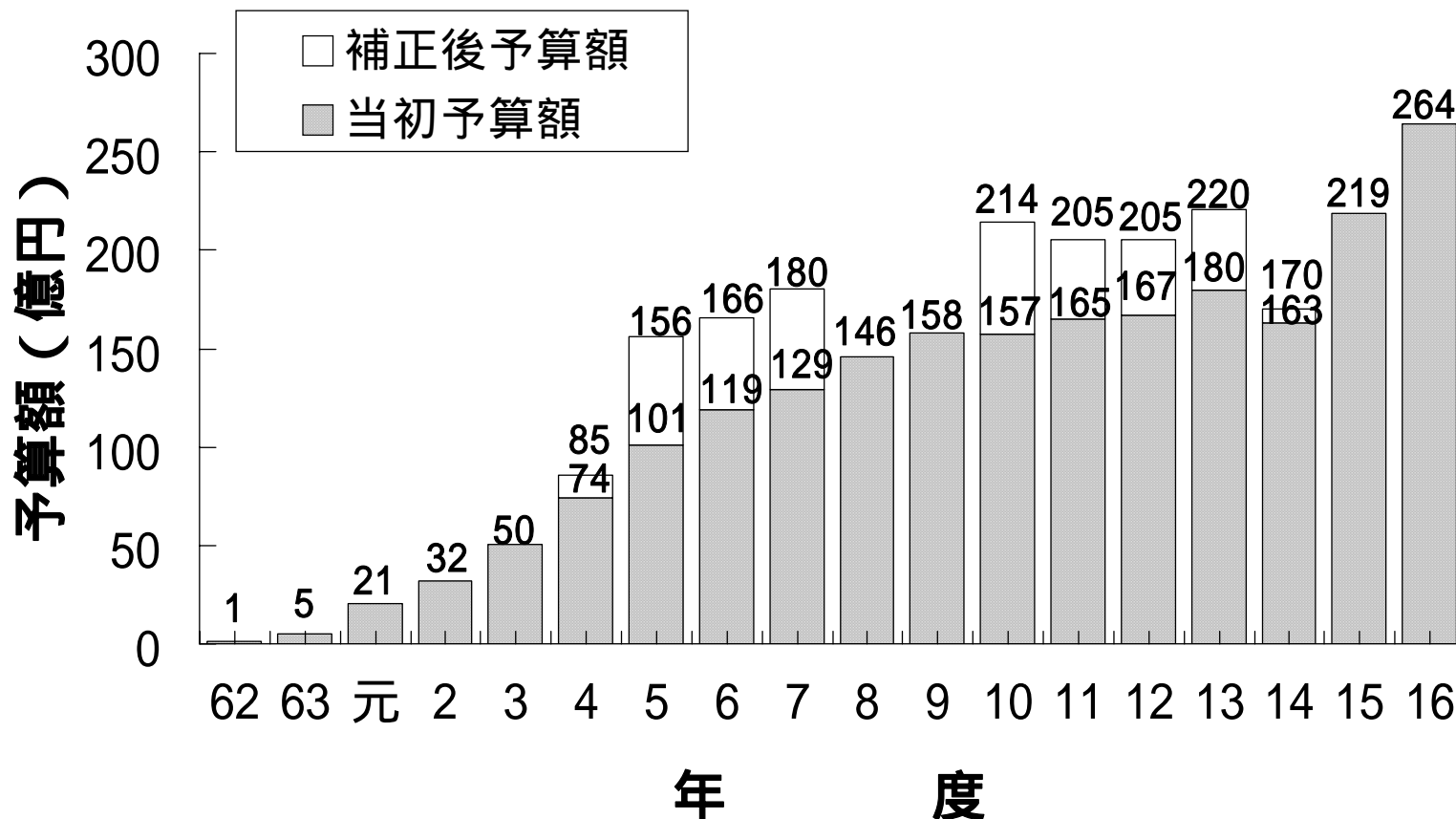
- 自然公園法に規定する自然公園地域

- 浄化槽による汚水処理が経済的・効率的である地域

- 既に事業を実施している地域

予算

■ 浄化槽整備事業予算の推移(他省庁分含む)





単独処理浄化槽の新設禁止

- 平成12年浄化槽法を改正。
単独処理浄化槽の新設が原則禁止され、
合併処理浄化槽の設置が義務付けられた。

3. 浄化槽の放流水質について



補助対象浄化槽の要件

	一般的なタイプ	高度処理型	
		窒素又は磷除去型	BOD高度処理型
BOD除去率	90%以上		97%以上
BOD濃度	20mg/L以下		5mg/L以下
窒素濃度	-	20mg/L以下	-
リン濃度	-	1mg/L以下	-

浄化槽からの放流水の水質

補助対象浄化槽(10人槽以下)について、
放流水の水質をサンプル調査

- 通常型

BOD 14.5mg/L (n = 2221)

- 窒素除去型

BOD 16.2mg/L (n = 689)

T-N 21.1mg/L (n = 669)

- BOD高度処理型

BOD 6.0mg/L (n = 18)

T-N 11.1mg/L (n = 13)